

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

4月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。
掲示期間を6月末までとじていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※4月に依頼しましたチラシが掲示板に残っており、劣化がある場合には、新しいチラシに貼り替えていただきますようお願いします。



掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度（9月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、各区区政推進課あて御相談ください。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について【情報提供】

6 月 22 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。

また、GREEN×EXPO 2027 の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 公式マスコットキャラクターの名前決定について

名前 「トゥンクトゥンク」

<名前について>

人といろんな命が共鳴して、つながっている状態を表しています。

このマスコットを通して、人間が万物への想像力や調和の心を取りもどすことの大切さが広がってほしい、という想いを込めて名付けました。

<プロフィール>

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた 好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた 万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

<参考>

公募期間 令和 6 年 3 月 19 日～4 月 8 日

応募数 6,076 件

<公式マスコットキャラクターに関する問合せ先>

(公社) 2027 年国際園芸博覧会協会

広報課 TEL 045-307-2031



3 「GREEN×EXPO 2027」 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について

(1) 対象となる活動

- ア GREEN×EXPO 2027 に繋がる花緑や環境に関する活動。
- イ GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に資するPRや応援の活動。

(2) 対象者

市民（個人、団体、教育機関など）

ただし、次の場合はご使用いただけません。

- ・特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする場合
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している場合
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とする場合
- ・法令又は公序良俗に反する場合 など

(3) 応援メッセージ付き公式ロゴマークデザイン

下記一覧参照

(4) 使用範囲

承認された活動において

- ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど）
- ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など）

※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。

(5) お申込み等

ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。

申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページをご確認ください。



＜応援メッセージ付き公式ロゴマークに関する問合せ先＞

（公社）2027年国際園芸博覧会協会 会場運営課 市民参加担当

TEL 045-307-2070 E-mail mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp

応援メッセージ付き公式ロゴマーク一覧



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を応援しています

老人クラブ「未設置地域」の解消について【協力依頼】

1 事業の趣旨

市内の老人クラブ数は、直近 5 年間で 238 クラブ減少して 1,357 クラブ（約 15%減少）、また会員数は 25,462 人減少して 82,511 人（約 24%減少）となっています。

こうした中、横浜市老人クラブ連合会（市老連）では、会員の加入促進・減少防止を図るため、18 区の老人（シニア・シルバー）クラブ連合会（区老(シ)連）の代表等で構成する「活性化プロジェクト」を設置し、魅力ある活動の創出や広報の充実・強化などに取り組んでいます。

2024 年度は重点事業の一つとして、老人クラブがない地域（未設置地域）の解消を図り、老人クラブに入りたくても入れない加入希望者の受け皿づくりを推進します。

つきましては、市老連や区老(シ)連、単位老人クラブ等から、未設置地域解消に向けた取組について、相談があった際には、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします

3 未設置地域解消に向けた取組（案）

- （1）既設単位老人クラブの会員受入エリアの拡張
- （2）自治会・町内会をまたいだ広域老人クラブの設置
- （3）その他、未設置地域を解消できる独自の取組（新規単位老人クラブの設置等）

※区や地域ごとに、自治会・町内会における老人クラブの設置・活動状況は異なると思いますので、地域の実情に応じたできる範囲でのご協力をよろしくお願いいたします。

4 スケジュール

7 月 各区町内会連合会で協力依頼

8 月～ 市老連、区老(シ)連等において、未設置地域解消の候補エリアを複数（各区 3 ～ 4 か所程度）選定し、対象となる区連、地区連または単位自治会・町内会に相談、協力依頼

①公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会
担当 春原(スノハラ)、名倉
電話 045-433-1256/FAX 045-433-1257
メール yrouren@maple.ocn.ne.jp

②健康福祉局高齢健康福祉課
担当 榊原、長嶋
電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613
メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp

横浜市町内会連合会 会長 様

市連会 7 月定例会説明資料
令和 6 年 7 月 12 日
神奈川県共同募金会横浜市支会
(横浜市社会福祉協議会)

社会福祉法人
神奈川県共同募金会横浜市支会
支会長 荒木田 百合

「共同募金各区だより」配布依頼について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の 9 割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申しあげます。また、令和 6 年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1 お問い合わせのこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 広報配布担当者あて送付します。定例会等で周知をお願いします。

2 送付時期 令和 6 年 8 月下旬（「広報よこはま」 9 月号と同時期です）

3 送付方法 配送業者から各自治会・町内会広報配布担当者様あてに直接送付します。

4 配布手数料 配布手数料につきましては、後日、各区連合町内会会議にて、共同募金会各区支会（各区社会福祉協議会）からご説明いたします。

5 「共同募金各区だより」の概要 ※A 4 版（両面）1 枚

- （1）内容：令和 5 年度共同募金実績および配分実績
令和 6 年度共同募金運動への協力依頼

6 添付資料 （1）令和 5 年度 共同募金実績について

- （2）自治会・町内会長、広報配布担当者様あて送付文書（案）
（3）＜参考資料＞令和 5 年度版「共同募金各区だより」

横浜市社会福祉協議会内
担当 梅木、宮腰
TEL：（201）8617
FAX：050-3153-7767
akaihane@yokohamashakyo.jp

令和5年度 共同募金実績について

資料 1

支会名	募金総額		
	令和5年度実績	令和4年度実績	増減額
鶴見区	23,959,179	24,055,721	△ 96,542
神奈川区	28,520,132	27,934,172	585,960
西区	9,692,422	8,975,284	717,138
中区	9,740,320	9,449,035	291,285
南区	17,937,417	18,842,092	△ 904,675
港南区	16,087,723	16,661,048	△ 573,325
保土ヶ谷区	15,204,242	15,466,891	△ 262,649
旭区	18,074,216	18,546,274	△ 472,058
磯子区	17,515,592	17,742,689	△ 227,097
金沢区	22,699,959	22,190,065	509,894
港北区	42,273,019	43,237,626	△ 964,607
緑区	20,389,677	20,895,601	△ 505,924
青葉区	34,748,386	36,302,160	△ 1,553,774
都筑区	15,448,320	16,306,338	△ 858,018
戸塚区	20,140,398	21,863,938	△ 1,723,540
栄区	11,017,862	11,602,406	△ 584,544
泉区	10,839,819	11,284,333	△ 444,514
瀬谷区	8,521,225	8,662,540	△ 141,315
横浜市	4,322,085	5,543,333	△ 1,221,248
合 計	347,131,993	355,561,546	△ 8,429,553

(案)

横共募発第 28 号
令和 6 年 8 月吉日自治会・町内会長 様
広報配布担当者 様社会福祉法人神奈川県共同募金会
横 浜 市 支 会 長
横 浜 市 各 区 支 会 長

「共同募金各区だより」の配布について（依頼）

残暑の候 ますますご清勝のこととお喜び申しあげます。

平素より地域福祉の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本年も 10 月 1 日から共同募金運動が始まりますが、例年、募金運動に先立ち、地域の皆様に共同募金をご理解いただき、ご協力を呼びかけることを目的とした「共同募金各区だより」を各ご家庭に配布していただいております。

つきましては、大変ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本年も「共同募金各区だより」の配布にご協力くださいますようお願い申しあげます。本年は新型コロナウイルスの感染リスクも考慮し、可能な範囲でのご協力を賜りますようお願い申しあげます。

なお、戸別募金等に関する協力依頼については、各区支会より改めて自治会町内会様へご連絡をさせていただきますことを予めご了承いただけますようお願い申しあげます。

1. 「共同募金各区だより」の部数の不足については、次のところへご連絡ください。**鶴見、神奈川、西、港北、緑、青葉、都筑区にお住まいの方****北部方面配送センター 電話：045-435-5502****保土ヶ谷区にお住まいの方****保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話：045-341-9876****旭区にお住まいの方****旭区社会福祉協議会 電話：045-392-1123****中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷区にお住まいの方****南部方面配送センター 電話：045-628-3730**

2. その他のお問い合わせ先

神奈川県共同募金会横浜市支会 電話：045-201-8617
担当：梅木・宮腰

<裏面で共同募金の実績・用途についてご紹介しています>

共同募金の実績と使途

令和5年度、横浜市内では3億4,713万1,993円の募金をお寄せいただきました。これも地域の皆様をはじめとした多くの方々のご協力によるものと深く感謝申し上げます。

今年度も10月1日～12月31日まで実施されます募金運動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和5年度 共同募金実績額】

横浜市内：3億4,713万1,993円

（神奈川県内全体：9億6,943万6,856円）



【共同募金の使途・令和5年度に横浜市内に配分された額】

（単位：円）

① 社会福祉協議会を通じて地域福祉を推進する活動を支えるために ※地域福祉活動団体への助成財源として活用されるほか、社会福祉協議会が行なう地域福祉推進事業、福祉啓発事業等に活用されます。	113,336,014
② 児童・障害児者・高齢者が利用する社会福祉施設をより利用しやすくするために	54,950,000
③ 障害者地域作業所・生活ホームを利用する障害児者の活動・生活を支えるために	2,950,000
④ 社会福祉団体の活動を支えるために	26,770,000
⑤ 在宅福祉を推進する非営利型在宅福祉サービス団体の活動を支えるために	11,830,000
⑥ 年末たすけあい募金として、地域福祉を推進する活動を支えるために	59,810,244
⑦ 募金運動を実施するための資材費等の経費として （市、区支会経費）	27,460,000

上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、企業等からの指定寄付から、横浜市内の配食・送迎グループ、地域作業所等へ合計36,145,733円の配分がありました。

なお、令和5年度実績額と募金額の差額（50,025,735円）については、神奈川県内の様々な福祉活動や被災地の支援活動等に活用されています。

上記の①と⑥に関する各区の募金実績・使途詳細については各区の「共同募金だより」をご覧ください。共同募金についてのさらに詳しい情報は下記ホームページをご覧ください。

中央共同募金会

<http://www.akaihane.or.jp>

神奈川県共同募金会

<http://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>



共同募金PR大使
野毛山動物園の
チンパンジー
「コウタロウ」

地域版

鶴見区だより

共同募金2023

共同募金会鶴見区支会
〒230-0051
鶴見区鶴見中央4-37-37
リオベルデ鶴声2階
鶴見区社会福祉協議会内
TEL 504-5619
FAX 504-5616

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります！

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は **24,055,721円** でした。
皆さまからの温かいご支援に、心より感謝いたします。

赤い羽根募金 **17,512,794円** 年末たすけあい募金 **6,542,927円**



街頭募金
55,906円

駅前等で皆さま
に呼びかけた募
金です。

学校募金
113,923円

区内の中学校・高等
学校に呼びかけた
募金です。

戸別募金
23,198,943円

自治会・町内会など
を通じて、各家庭にお願
いした募金です。

イベント・
その他の募金
443,961円

区内の幼稚園・保育園に
呼びかけた募金や個人・
団体などから寄せられ
た募金です。

法人・職域募金
242,988円

区内の法人や官公庁
の職員の方々に呼び
かけた募金です。



赤い羽根募金のつかいみち

県共同募金会の配分計画に基づき、
区内を中心に県域で活用されています。

配分総額 **17,512,794円**

◎区内の施設整備(1施設) **1,900,000円**

事業活動用車両の購入のために役立てられました。
(特非) げんき・鶴見区障害者地域活動ホーム もとみや

◎区内の在宅福祉援助団体(4団体) **400,000円**

配食・家事介護等の事業費として
配分されました。
ランチへいあん、キッチンてらお
キッチンさくらんぼ
ハートフルキッチンゆうづる



弁当配達の様子(キッチンさくらんぼ)

◎県内の社会福祉施設・団体 **9,541,689円**

◎区・地区社会福祉協議会 **5,671,105円**

年末たすけあい募金のつかいみち

すべて区内の福祉保健活動に活用されています。

配分総額 **6,542,927円**

◎鶴見区ふれあい助成金への配分 **1,000,000円**



ボランティアによる学習支援(無料塾)

◎区社協広報・啓発事業

5,542,927円

社会福祉協議会では、共同募金の配分金を次のような事業に活用しています。

区社会福祉協議会(区社協)

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんな
でつくりだす」を活動理念に組織された民間の団体です。

配分金を活用している事業

- ボランティアグループへの活動助成
- 地区社会福祉協議会の支援・活動助成
- ボランティア育成事業
- 障害児者(当事者)団体への支援
- 広報紙「鶴見区社協だより」の発行など

地区社会福祉協議会(地区社協)

概ね連合町内会単位に組織され、身近なところで地域福祉活
動を行う団体です。鶴見区には18の地区社協があります。

主な活動

- 高齢者食事会
- 見守り活動
- 親子の集い
- 福祉保健講座
- 広報紙発行など



小野町地区社協主催研修会の様子

今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

横浜市消費生活推進員制度の休止について【事業説明】

1 趣旨

各区自治会町内会の皆様には、消費生活推進員の推薦につきまして、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

消費生活推進員の皆様には、昭和 56 年度の制度開始からこれまで、消費者被害の未然防止や見守り活動等、本市消費者行政の重要な役割を担っていただいています。

さて、消費生活推進員制度の開始から 40 年以上が経過し、現在は 18 区中、7 区で制度実施されていないこと等から、これまでの消費生活推進員の皆様の活動を次へつなげ、新たな展開に向けて、制度を見直す時期になったと考えています。

そこで、消費生活推進員制度については、今期の委嘱期間（令和 5 年度から 6 年度まで）をもって、休止することとし、併せて、自治会町内会への委員推薦依頼も休止するという検討を進めています。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 引き続き検討を進め、改めてお知らせします。

【単位会長】

3 消費生活推進員について

横浜市では、消費者トラブルを未然に防ぎ、地域における安全で快適な消費生活を推進し、てくださる方を「消費生活推進員」として市長が委嘱しています。

（原則として、自治会町内会から推薦された方を市長が委嘱）

※ 横浜市消費生活推進員制度の経緯等

昭和 40 年代 → 消費生活モニター制度（300 人）生鮮食料品の価格調査

昭和 50 年代 → 消費生活コンパニオン制度（3,000 人）生活必需品価格動向調査

昭和 56 年度 → 消費生活推進員制度 開始（18 区）

令和 6 年度 → 消費生活推進員制度 実施 11 区（993 人 ※R5.4.1）不実施 7 区

※消費生活推進員制度の実施・不実施は各区で判断

※ 現在の消費生活推進員制度 実施状況

実施区	鶴見 中 南 港南 旭 磯子 緑 都筑 戸塚 栄 瀬谷
不実施区	H21 年度～ 神奈川 H23 年度～ 西、金沢 H25 年度～ 保土ヶ谷 R 3 年度～ 泉 R 5 年度～ 港北、青葉

4 社会情勢・背景等

(1) 高齢化の進展、成年年齢の引き下げ等

「被害の未然防止の取組」・「被害に遭ってしまった場合の相談対応」が重要

(2) デジタル技術の進展等

消費者被害や契約トラブルの多様化・複雑化

(3) ライフスタイルや価値観の変化

単独世帯の増加、共働き世帯の増加、高齢者の雇用機会の増大 等

5 横浜市消費生活推進員制度の状況

- (1) これまでの各区での消費者行政の中心は、消費生活推進員の皆様
- (2) 消費生活推進員制度は、18 区で一律に実施されていない状況
- (3) ライフスタイルの変化に伴い、地域活動の担い手を探すことが困難 ※

※ R4 年度 自治会町内会アンケート「委嘱委員の候補者探し」

難しい 56%、やや難しい 28% 計 84%

6 今後の消費者行政の方向性

現在は、消費生活推進員制度に頼っていた**本市の消費者行政の転換期**

⇒ **全市での統一的な消費者行政の展開が必要**

そのため、消費生活推進員制度は、

令和6年度をもって、全市一律で休止の方向で検討を進めています。

消費生活推進員制度の休止にあたっての考え方

- 消費生活推進員の皆様は、本市の消費者行政の重要な担い手として、これまで啓発や見守りなどの活動を通して、地域における安全で快適な消費生活を推進する役割を果たしていただいたと認識しています。
- 一方、全区で実施されていない状況やなり手不足という課題があります。
- また、消費生活推進員の活動は、広範囲にわたっており、特殊詐欺対策等の「防犯」や食品ロス・衣類リユース等の「環境活動」など、他委嘱委員の活動と重複している部分も多いです。
- 現在、消費者問題の複雑化・多様化が進んでおり、全市的な対応が必要となっているため、今後、全市で統一的な施策展開を進めていきます。

7 今後の取組（案）

- (1) 地域に向けた普及啓発 【「くらしナビ」（チラシ）の活用等】
- (2) 幅広い層への普及啓発 【YouTube 広告、SNS 等】
- (3) 経済局・消費生活総合センターから各区役所へチラシ等の啓発物の配布
【区役所から区民へ発信】
- (4) 出前講座や講演会など既存事業の活用
- (5) 関係部門との連携
 - ア 福祉部門：地域ケアプラザとの連携（研修、サロン等での啓発、見守り）
訪問介護事業所や市専門職（社会福祉職、保健師）への情報提供
 - イ 防災部門：「非常時の消費者被害の未然防止啓発リーフレット」を防災拠点で配布予定

経済局消費経済課 担当：畠山・新田・長岡
電話：671-2584
e-mail：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.jp

令和 6 年度 個別避難計画の取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

令和 5 年度は一部の地区で個別避難計画の作成を進めましたが、令和 6 年度より、対象区を 18 区に拡大し、個別避難計画の作成を進めます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 事業概要

別紙参照

健康福祉局福祉保健課
担当 災害時要援護者支援事業担当
電話 045-671-4056 /FAX 045-664-3622
メール kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

令和6年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和6年度の取組

次のとおり、個別避難計画の作成を進めます。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、
・ 独居等で支援者がいない方 ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

＜個別避難計画作成の流れ＞

横浜市＝ 市 福祉専門職＝ 専

事業フロー	役割分担	内容
1 対 象 者 抽 出	市	ハザード、身体、世帯状況等から対象者を抽出
2 対 象 者 へ の 同 意 確 認	市	① で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、 「計画の作成」「個人情報の取扱い」等について同意を取る
3 福祉専門職による 計 画 の 作 成	市 専	計画作成(早期着手)の優先度を決定 優先度の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、 横浜市に提出
4 計 画 の 確 認	市	③ で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼



【担当】
横浜市健康福祉局福祉保健課
電話：045-671-4056
Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時にご家庭のトイレが使えない場合に備え、トイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄を市民の皆様をお願いしています。

この度、地域の皆様にトイレパックをお試しいただき、備蓄を進めるきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和5年度・6年度に品質保証期間を迎えたトイレパックとなります。

多くの自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

配布を希望される場合は、横浜市電子申請届出システムあるいは申請書の提出によりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものでないため、トイレパックとはどういうものか体験するお試し用として活用します。

(2) 配布個数

凝固剤1個と処理袋1枚で1セットです。

自治会・町内会会員世帯数人数×5セットを目安として、

1団体あたり 600 セットもしくは 1,200 セットをお渡しします。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込み期間

令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

(4) 申込み方法

ア 横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ef3a5a0d-e636-4830-a87f-da31de2be107/start>

※ 上記申込みページは、令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。



イ 資源循環局街の美化推進課あてに添付の申込書の提出(FAX・郵送)

(5) 配布期間

第1回配布 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)

第2回配布 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

※ 受取期間については、こちらから指定させていただきます。

(6) 配布場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。

※ 配送等はいりません。引き取りにきていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○ 品質保証期間が経過したトイレパックですので備蓄用にはお控えください。

○ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

5 添付資料

お試し用トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.jp

お申込み
8/1～8/23

受取期間
第1回
9/9～9/28
第2回
11/18～12/7

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間が経過しているもの)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間が経過したもの)を、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業 等)
※ 団体の会員や社員の皆様に配布していただける方々にお譲りします。

● 配布物

品質保証期間の経過したトイレパック

※品質保証期間が経過したものでも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

備蓄用としてではなく、
あくまでお試用として
配布させていただくもの
であることをご理解の上
お申し込みください。

お渡しイメージ➡

凝固剤 600個	箱 汚物処理袋 600枚
-------------	--------------------

● 申込可能数(600セットもしくは1,200セット)

団体の構成員及びご家族の人数 × 5セット を目安にお申し込みください。
※ 600セットか1,200セットのどちらかを選択してお申し込みください。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の
場所はこちら➡



お申込み方法は、裏面をご覧ください。 お問い合わせ先 資源循環局街の美化推進課 Tel 045-671-2555

トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるものが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に排出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごとの燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください。）

トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせます

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかけます

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出します

※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごとの燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

1. 「ステップ1」の便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせると、使用済みトイレパックの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。
2. 「ステップ2」の凝固剤を振りかけた後は、しっかりと混ぜるようにしてください。

お申し込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申し込みください ➡

下記のフォームにご記入のうえ、FAX、郵送によるお申し込みも受け付けています。※右記ページは令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。

【お申し込み先】

FAX 045-663-8199

郵送先 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 23階 トイレパック受付担当 宛



● お申込み期間 令和6年8月1日(木)～8月23日(金) ※ 必着

● 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、9月4日(水)頃までに受取決定のご連絡をさせていただきます。

● 受取期間 第1回 令和6年9月9日(月)～9月28日(土) 第2回 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)

※ 全体の希望数が在庫数を超える場合は、抽選とさせていただきます。

※ 受取期間・受取場所については、こちらから指定させていただきます。

(FAX・郵送用記入欄)

団体名		代表者氏名	
団体住所		連絡先 電話番号	
決定通知 連絡先	(メールアドレス、FAX番号、郵送先 のいずれかをご記入ください)		
配布希望数 ※ どちらかに○を してください。	600 ・ 1,200 (単位:セット)	用途 ※ ☒ がない場合は お譲りできません	☐ 団体の構成員・家族に配布します ☐ 備蓄用としてではなく、お試用として取り扱います

横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」WEB版のリリースについて（ご案内）

1 趣旨

横浜市では「子育てしたいまち、次世代を共に育むまちヨコハマ」の実現に向け、子育て中の皆さまが、スマートフォン一つで子育てに関する様々な手続きや情報収集が可能になる、子育て応援アプリ「パマトコ」（WEB版）を7月1日にリリースしました。

現在申請できる手続きは妊娠～出産前後の申請が多いため、区役所での母子健康手帳交付時や出生届提出時等に利用促進を行っています。

取組内容についてご承知おきください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 「パマトコ」の概要について

(1) 公開日

令和6年7月1日

(2) 利用対象者

横浜市で子育て中の方、子育て予定の方

(3) 機能概要

ア オンライン申請

現時点では、児童手当など妊娠から出産前後の9手続きのオンライン申請が可能です。オンライン申請可能な申請は今後順次拡充し、将来的には子育て関連のほぼ全ての手続きをオンライン化する予定です。

イ イベント・お役立ち情報の発信

お住いのエリアやお子さまの年齢等に応じた、おすすめ情報を表示します。区役所が持つイベント情報のほか、横浜観光情報サイトなどに掲載されている、市全体を対象としたイベント情報も発信しています。

ウ 子育てに役立つ施設情報の検索

授乳室やトイレ、おむつ交換台、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載しています。自宅や現在地周辺の施設をさまざまな条件から検索できます。

エ 電子母子健康手帳

おなかの赤ちゃんやお子さまの情報を記録し、パートナーと共有することもできます。また、複雑な予防接種のスケジュール管理も行えます。

(4) 意見募集について

より使いやすく、市民の皆さまにご満足いただけるサイト・アプリとするため、市民の皆さまのご意見・ご要望を「パマトコ」内で募集しています。

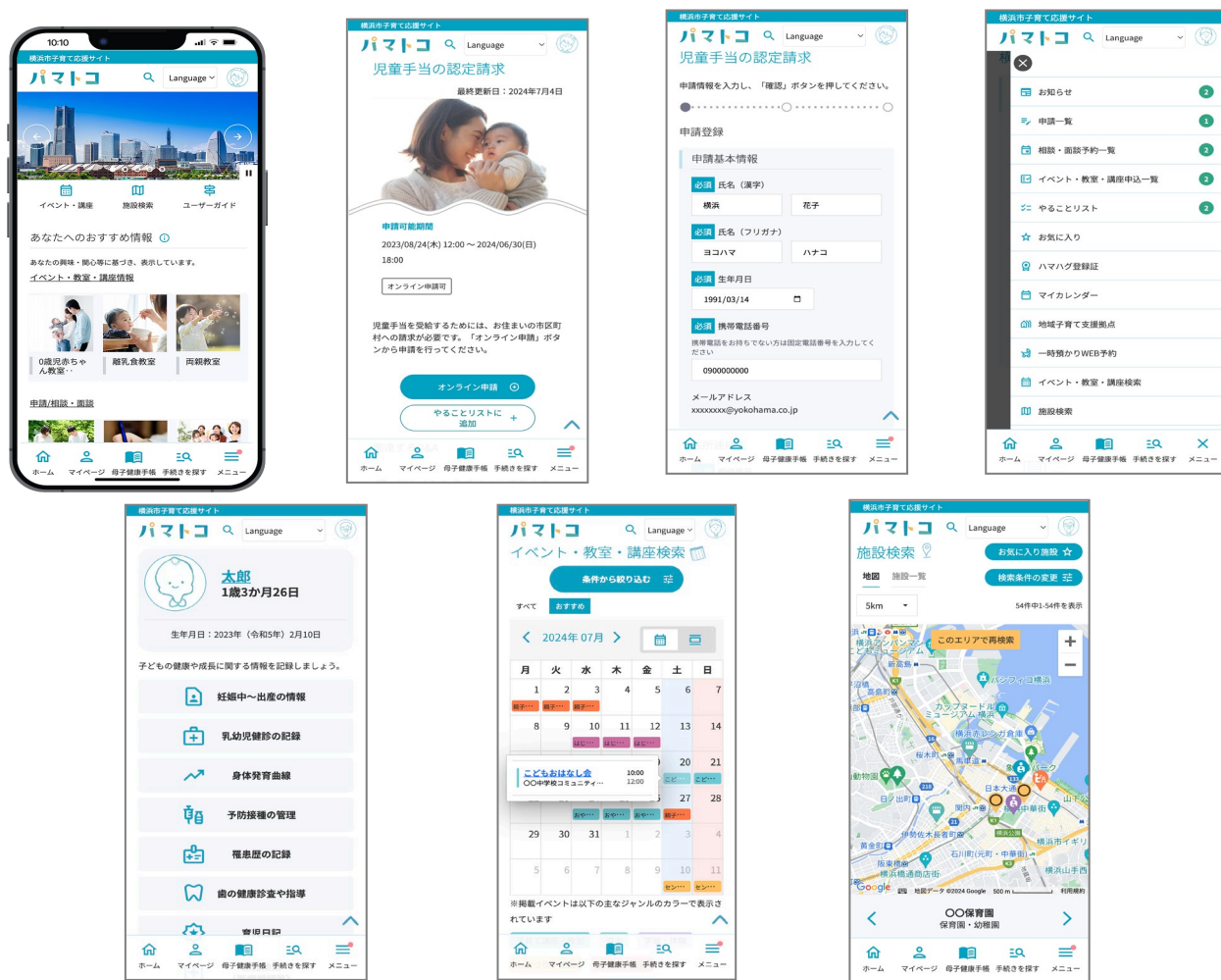
(第1次意見募集期間：7月1日(月)～9月30日(月)まで)

(5) 今後の展開について

皆さまからいただいたご意見を反映したアプリ版を今秋リリース予定です。

アプリ版リリース後も、オンライン申請可能な手続や機能を随時拡充するとともに、次年度以降、対象となるお子さまの年齢を学齢期(小～中学校)まで拡大していきます。

【参考】画面イメージ



担当 こども青少年局企画調整課

永松、三橋、佐々木

電話：671-4281

e-mail：kd-kikaku@city.yokohama.jp

「パマトコ」今後の予定

今回のWeb版では、妊娠～出産前後までに関する手続きのみとなりますが、今後対応できる手続きや機能も拡充していきます。ご利用いただいた皆様の声を反映しながら、パマトコでできることをどんどん増やして、安心して子どもを産み育てられる環境を実現していきます。

令和6年

Web版リリース

妊娠期～1歳児世帯の手続きが
オンラインでできます！

- ・ 児童手当、児童扶養手当申請
- ・ 小児医療証交付、小児医療費支給申請
- ・ 出生連絡票兼低体重児出生届申請
- ・ 横浜市産後母子ケア事業利用申請
- ・ 小児医療費異動届申請

夏

秋

アプリ版リリース

さらに未就学児（0歳から6歳児）に
関する手続きができるようになります！

- ・ 出産費用助成金申請
- ・ 妊婦健康診査費用助成金申請
- ・ 出産子育て応援金申請
- ・ 保育所入所申請

Web版、アプリ版どちらでもご利用できます！

令和7年以降は、学齢期（小～中学生）に関する手続きや、家庭と学校の連絡システムとの連携、放課後キッズクラブ等のシステムとの連携も予定しています。

ご利用方法

スマートフォンで右記のQRコードを読み取るか、検索サイトから「パマトコ」をご入力の際は、ご利用ください。



パマトコ



多くのご意見・ご要望お待ちしております！

「パマトコ」Web版をご利用いただいた皆様のご意見、ご要望を是非お聞かせください。今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、使いやすさや機能性、デザインなど、皆様の声をかたちにします。ご協力を心よりお願い申し上げます。

※アンケートは、アカウント登録後に実施できます。

担当窓口

横浜市子ども青少年局 企画調整課
電話：045-671-4281
メールアドレス：kd-kikaku@city.yokohama.jp

※掲載している画面は、実際の画面と異なる可能性がありますので、ご了承ください。



ここをクリック

横浜市子育て応援サイト・アプリ

パマトコ
YOKOHAMA

横浜の子育てに必要なことがひとつに！

Web版はじまります！

ご意見、ご要望募集！

今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、
皆様の声をかたちにします。



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
横浜市

横浜市子育て応援サイト・アプリ

パ
マ
ト
コ

こどもが育つたび、
ここに住んでよかった。と、思えるまち。
“できる”が“ふえる”横浜市。
パパ、ママ、と、こどもたち。
ヨコハマで、トコトコと。

「パマトコ」について

横浜市は、子育てに必要なことをひとつに集約した「パマトコ」をつくりました。スマートフォンを通じて、子育てに関する手続きの申請・情報取得・サービスなどがご利用できます。これまでの負担を軽減することで、皆様がゆとりをもち、安心して横浜市で子どもを産み育てられる環境を実現します。

あなただけの子育てツールに

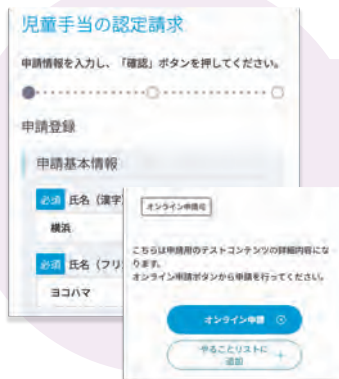
アカウント登録すると、各種マイページ機能、オンライン手続きや予約などをご利用いただけます。さらに、子育てサポート、お役立ち情報などがチェックできるほか、本人情報や家族情報、興味・関心事をご登録いただくと、子どもの年齢等にに応じた検診や予防接種、居住区や近隣のイベント情報などが届きます。

「パマトコ」に込めた思い

「ヨコハマ」の“ハマ”を「パパ」と「ママ」にかけ、パパ、ママ、と、コ（子ども）を表しました。親も子どももトコトコとスムーズに子育てできるまち、横浜という思い。そして、子育てを通じてパパ、ママ、子どものできることが増えていくように「パマトコ」も皆様と一緒に成長したいと願っています。

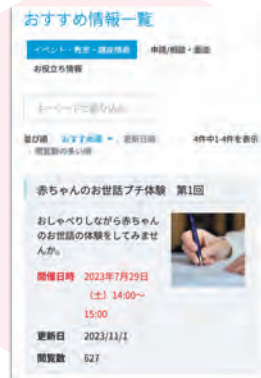
「パマトコ」でできること

子育ては、多くの喜びがある一方で、手続きや届出などやらないといけないことも多く、また外出先での急な対応やさまざまな悩みもあります。「パマトコ」では、そんな子育て中のパパとママをサポートする機能をご用意しました。



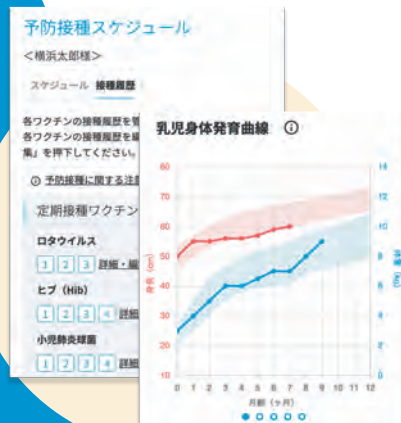
オンラインで申請が
いつでも簡単に！

平日の日中以外でも
申請できます



お子さんの年齢に
あわせた情報が届く！

必要な手続きや子育て関連の
イベント情報が届きます



電子母子健康手帳
で育児情報を管理！

予防接種の管理や
お子さんの成長を
記録できます



アカウント登録で
さらに便利に！

子育てに必要な
情報がメニューに
集約されます



横浜市ならではの豊富な
イベントを簡単検索！

お子さんが楽しく遊べる
イベントが見つかります



困ったときの頼りになる
子育て施設検索！

保育園・幼稚園や公園のほか、
授乳室や子ども用トイレ等が
現在地からみつかります



自治会町内会長 各位

「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の交通安全活動や防犯活動にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

別紙参照（令和 6 年 7 月 10 日 記者発表資料）

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

「こども・安全安心マップ」をリリースします！

～こども・交通事故データマップに 新たに防犯情報も追加してリニューアル～

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和5年3月に公開し(別紙参照)、累計150万以上の閲覧がされています(R6.6時点)。通学路の安全を点検する際に、防犯情報も掲載してほしいとの要望を受け、「こども・交通事故データマップ」を強化し、声かけ・不審者情報を加えて見える化する「こども・安全安心マップ」を作成しました。

全市立学校 505 校をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、子どもの「交通安全対策」と「防犯対策」の両輪で、さまざまな角度から子どもの安全安心を守るための取組を推進していきます。

こども・交通事故データマップ



引用:Google マップ

+

New! 防犯情報

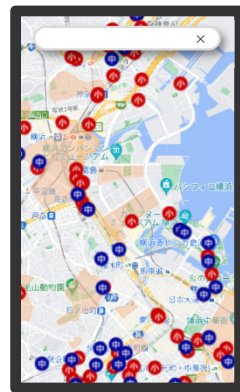


(イメージ図)

引用:Google マップ

=

こども・安全安心マップ



引用:Google マップ

交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ(2019年から2023年までの5年間)から、また、防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルくん子ども安全メール(2023年)をもとに作成しています。

公開するマップの特徴

- ・小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故概要を確認できます。
- ・地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・声かけ・不審者情報は、過去1年間の発生概要を町名単位で確認できます。

▼二次元コードはこちら



横浜市 こども・安全安心マップ

検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします

お問合せ先

(こども・交通事故データマップに関すること)

道路局 道路政策推進課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775

(学校での活用に関すること)

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課長

大峽 誠 TEL 045-671-3239

(防犯情報に関すること)

市民局 地域防犯支援課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

ビッグデータを活用した 交通安全対策プロジェクトのパッケージ化 ～「こども・交通事故データマップ」を公開します～

市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をGoogleマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開します。子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れているGoogleマップをベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」します。

全市立小学校 340 校の、スクールゾーン対策協議会をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、「子どもの交通安全対策」の推進に活かしていきます。

また、横浜市では令和5年度より新事業としてこのマップを活用し、「子どもの通学路交通安全対策事業」を推進していきます。マップの公開は、本事業のスタートとなる取組です。

【掲載イメージ】



こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用: Google マップ」のクレジット表記をお願いします。

公開するマップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017 年から 2021 年までの5年間)をもとに作成しています。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

【公開先 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo_tsugakuro.html

横浜市 交通安全 検索

▼二次元コードはこちら



お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 TEL 045-671-2294

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について【情報提供】

1 趣旨

省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、断熱窓の導入効果等を記載したチラシを作成しました。補助金の活用についてご検討をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 申請期限の延長について

【変更前】9月30日（月）まで → **【変更後】10月31日（木）まで**

※ 整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）までとなります。

遅れそうな場合は別途ご相談ください。

※ 契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。申請から交付決定までにお時間をいただいていますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具	2／3	60万円
省エネエアコン	2／3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2／3	200万円



←市WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

よくあるご質問

Q 意思決定の方法は、総会でないといけないのか。

A 会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

申請期限延長します！

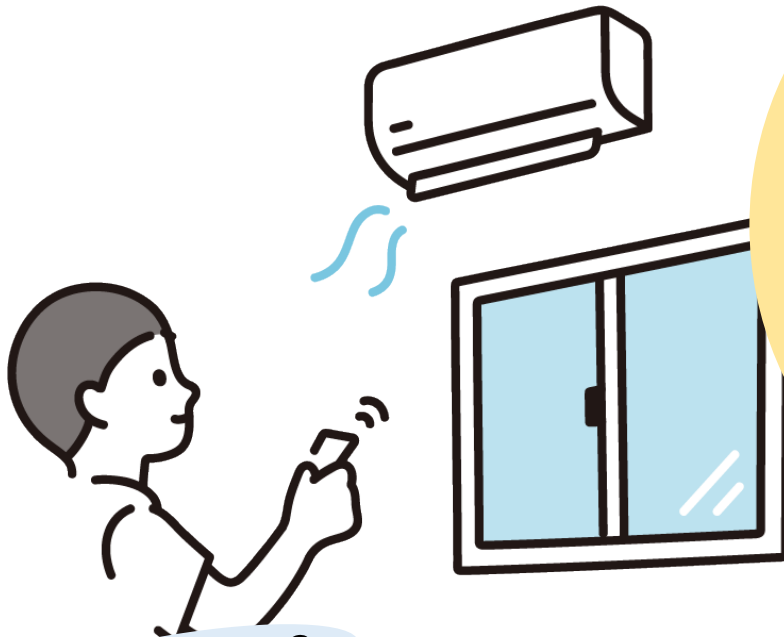
~~9/30~~



10/31(木)

※整備完了報告期限は 12月末まで

※2回目の申請も可能です！



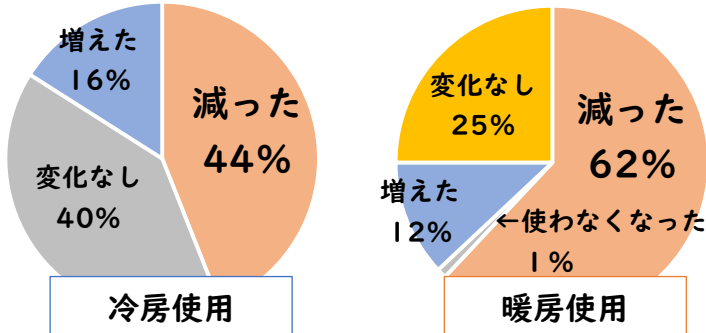
意外と知らない？

断熱窓導入のメリット

断熱窓、設置しませんか？

その1 ～暑さ・寒さが和らぎ、電気代の節約に！～

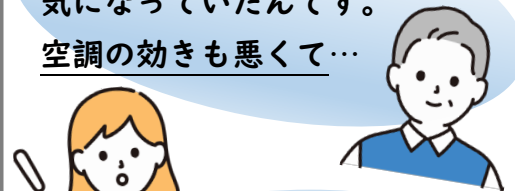
改修後、「暖房使用頻度が減った」:62% ※



断熱窓の導入を決めた
自治会町内会の声

会館が大通りに面しているので、
遮音性や冷暖房の効率が
あがると思い、決めました。

窓サッシからのすき間風が
気になっていたんです。
空調の効きも悪くて...



古い会館なので、
窓の耐用年数も考慮して
改修を決めました。

その2 ～様々な面で、会館利用がもっと快適に！～

遮音性能の向上 防音
結露の抑制 カビ対策
アレルギーリスク低減 花粉症対策
遮光性能の向上 眩しさ軽減

～着工までに余裕を持ったスケジュールで申請しましょう～

問合せ・申請窓口（事務委託先）
横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
045-451-7740

詳細は
「募集案内」を
ご覧ください→



令和 6 年度横浜市交通安全功労者表彰式 概要

1 日時

令和 6 年 10 月 29 日（火） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 15 分まで

※横浜市交通安全協会功労者表彰式と合同開催

2 主催

横浜市交通安全対策協議会（会長：山中 竹春 横浜市長）、横浜市交通安全協会（会長：板橋 悟 氏）

3 場所

ロイヤルホールヨコハマ 2 階ヴェルサイユの間（横浜市中区山下町 90 番地）

4 被表彰者（予定）

- (1) 横浜市交通安全功労者表彰 約 40 名

【対象】 5 年以上交通安全活動に従事している個人・団体で、過去に区長表彰を受賞又は同様の功績があり局区長が認めた者

- (2) 横浜市交通安全協会交通安全功労者表彰 約 100 人

【対象】 3 年以上交通安全活動に貢献している地区協会役員や、地域等で 5 年以上交通安全活動を行っている功労者及び 10 年間無事故無違反の優良運転者

5 登壇者（予定）

- (1) 主催者

横浜市交通安全対策協議会（会長：山中 竹春 横浜市長）、横浜市交通安全協会（会長：板橋 悟 氏）

- (2) 来賓

横浜市会議長（鈴木 太郎 様）、横浜市町内会連合会会長（馬場 勝己 様）、
神奈川県警察本部交通部長（倉林 徹 様）

6 その他出席者（予定）

- ・ 横浜市交通安全対策協議会委員 約 60 名
- ・ 横浜市交通安全協会関係者 約 50 名

7 式典の流れ（予定）

会場到着（13：45頃）後、2階控室にて胸花をお付けいただきます。

- (1) 開式（14：00 登壇・着席）
- (2) 横浜市歌（放送）
- (3) 交通事故犠牲者に対する黙とう
- (4) 主催者あいさつ
ア 横浜市交通安全対策協議会 山中市長
イ （一財）横浜市交通安全協会 板橋会長
- (5) 来賓紹介（14：10頃～）
- (6) 表彰状授与
ア 横浜市交通安全功労者表彰 山中市長から
イ 横浜市交通安全協会交通安全功労者表彰 板橋会長から
- (7) 来賓祝辞（14：45頃～）
ア 横浜市長（鈴木 太郎 様）
イ 横浜市町内会連合会会長（馬場 勝己 様）
ウ 神奈川県警察本部交通部長（倉林 徹 様）
- (8) 閉式（15：00）御降壇いただきます。
- (9) 記念撮影（15：00～15：15）

8 その他

当日の服装は、**ジャケット、ネクタイ着用**をお願いします。

9 過年度の様子



主催者あいさつ



表彰



記念撮影

令和 6 年度 横浜市・区明るい選挙推進大会への出席について（依頼）

1 依頼事項

当大会における祝辞・登壇につきまして、市町内会連合会会長に依頼いたします。

2 大会概要

(1) 目 的

横浜市・区明るい選挙推進大会は、横浜市・区明るい選挙推進協議会関係者が一堂に会し、明るい選挙と投票への参加を広く市民運動として展開することを確認し合うものです。

(2) 主 催

主催：横浜市・区明るい選挙推進協議会

後援：横浜市・区選挙管理委員会

(3) 日 時

令和 6 年 10 月 31 日（木）12：45 開場

13：30 開演

(4) 会 場

新都市ホール（横浜市西区高島 2－18－1 横浜新都市ビル（そごう横浜店）9 階）

(5) 参加者（定員）

市・区明るい選挙推進運動関係者及び選管関係者 約 900 名

(6) 大会スケジュール（予定）

12：30 開場・受付

13：30 式 典

挨拶

横浜市明るい選挙推進協議会会長

祝 辞

横浜市副市長

横浜市町内会連合会会長

横浜市選挙管理委員会委員長

登壇者紹介

市選管委員、市明推協会長、区明推協会長

決議文採択

記念講演

講演者・テーマ 未定

15：10 終了予定

選挙管理委員会事務局調査課啓発担当

担当：今永・竹内

TEL：671-3337／FAX：681-6479

E-mail:sk-ikotto@city.yokohama.jp